

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	袖ヶ浦市

## 袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 袖ヶ浦市環境経済部農林振興課  
所在地 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1  
電話番号 0438-62-3426  
FAX番号 0438-62-7485  
メールアドレス sode20@city.sodegaura.chiba.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ カラス・キョン・ニホンジカ・ニホンザル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	袖ヶ浦市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、野菜	1,147 千円、1.4ha
アライグマ	果樹、野菜	18 千円、0.14ha
ハクビシン	野菜	2 千円、0.01ha
タヌキ	—	—
カラス	果樹、野菜	146 千円、1.04ha
キョン	—	—
ニホンジカ	—	—
ニホンザル	—	—

(2) 被害の傾向

<p><b>イノシシ</b> 市内全域で、水稲及び野菜等の農作物被害及び生活環境被害が、通年発生している。</p> <p><b>カラス</b> 市内全域で、野菜等の農作物被害及び生活環境被害が、通年発生している。</p> <p><b>アライグマ・ハクビシン</b> 市内全域で、果樹及び野菜等の農作物被害及び家屋侵入等による生活被害が通年発生している。</p> <p><b>タヌキ</b> タヌキは令和6年度に被害金額の報告は無いが継続的に一定数の捕獲があり、今後被害が発生する恐れがある。</p> <p><b>キョン</b> 平岡地区及び富岡地区等において生息が確認されており、今後被害が発生する恐れがある。</p> <p><b>ニホンジカ</b> 平岡地区及び富岡地区等において生息が確認されており、今後被害が発生する恐れがある。</p> <p><b>ニホンザル</b> 過去に長浦地区、根形地区及び富岡地区、平岡地区等において出没が確認されており、今後被害が発生する恐れがある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（6年度）	目標値（10年度）
イノシシ	1,147 千円 1.4ha	792 千円 0.97ha
アライグマ	18 千円 0.14ha	12 千円 0.10ha
ハクビシン	2 千円 0.01ha	1.3 千円 0.01ha
タヌキ	—	—
カラス	146 千円 1.04ha	101 千円 0.72ha
キョン	—	—
ニホンジカ	—	—
ニホンザル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成28年度に「袖ヶ浦市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、箱わな（小型及び大型獣用）の点検及び管理並びに小型獣の捕獲等を行い、木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊等と連携して効果的な捕獲に努めた。課題である従事者の高齢化、担い手不足を改善するため、わな猟免許新規取得者への補助や地域での有害鳥獣に係る講習会等を行い、捕獲従事者の確保や地区における有害鳥獣対策組織の発足に努めた。	有害鳥獣の出没範囲が拡大傾向にあることから、引き続きわな猟免許新規取得促進事業の実施及び周知を行い、捕獲従事者の確保に努めるとともに、個人での対策だけではなく、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを進める必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	平成30度から開始した市単独事業による防護柵補助を活用し、市内農地の防護柵の設置を促進させた。	防護柵の設置後は、未設置の農地等へと有害獣が移動し、被害を引き起こしているため、引き続き設置農地の拡大に努める必要がある。

	<p>&lt;防護柵整備実績（市単独事業）&gt;</p> <p>令和4年度 電気柵：15,299m 金網柵：0m ワイヤーメッシュ柵 438m</p> <p>令和5年度 電気柵：10,220m 金網柵：0m ワイヤーメッシュ：0m</p> <p>令和6年度 電気柵：6,871m 金網柵：0m ワイヤーメッシュ 620m</p>	
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>地域住民を対象とした講習会等を開催し、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを進めるとともに、鳥獣対策に関する知識の普及や意識の向上に努めた。</p>	<p>緩衝地帯及び耕作放棄地の草刈りといった生息環境管理の取組を推進する。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>わな猟免許新規取得促進事業について、更なる周知を行い、捕獲従事者の確保に努める。</p> <p>自治会等を対象に、有害鳥獣に係る現地調査及び講習会等を実施し、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを引き続き進めていく。</p> <p>国交付金及び市単による防護柵の設置支援事業を実施し、設置農地の拡大に努めるとともに、効果的な維持管理方法についての講習会を開催する等、フォローアップも検討していく。</p> <p>I C T機器の効果的な活用について引き続き検討する。</p>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊及び地域ぐるみの有害鳥獣対策組織への駆除委託契約により捕獲を実施するとともに、わな猟免許新規取得促進事業を活用し免許を取得した従事者等において捕獲を実施する。

自治会等を対象とした講習会等を実施し、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを引き続き推進するとともに、発足した組織に対し、捕獲技術の向上や体制づくりのための研修を行い、支援に努める。

袖ヶ浦市有害鳥獣被害対策実施隊により、箱わな（小型及び中型・大型獣用）の点検及び管理等を行い、効果的な捕獲に繋げる。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10 年度	イノシシ	効果的な捕獲を図るため、地域農業者等と連携し、農作物の生育状況及び被害状況を把握した上で箱わな（小型及び中型・大型獣用）の設置及び貸出等を行う。 木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊及び有害鳥獣対策組織との駆除委託契約に基づく委託費の支払いのほか、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲従事者への活動経費の助成。
	アライグマ	
	ハクビシン	
	タヌキ	
	カラス	
	キョン	
	ニホンジカ ニホンザル	

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績や被害地域の状況を把握し、県の第二種特定鳥獣管理計画、特定外来生物防除実施計画等も踏まえて設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	650頭	650頭	650頭
アライグマ	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭

カラス	150羽	150羽	150羽
キョン	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>イノシシについては被害の多い地域に箱わな（大型獣用）等を設置し、木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織及びわな猟免許新規取得促進事業を活用し免許を取得した従事者等において、捕獲を行う。</p> <p>アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、年度を通して箱わな（小型獣用）の貸出しによる捕獲を行う。また、新たに箱わなを購入及び借用し、駆除の強化を図る。</p> <p>ハクビシン及びタヌキについては、年度を通して箱わな（小型獣用）の貸し出しによる捕獲を行う。また、新たに箱わなを購入し、駆除の強化を図る。</p> <p>カラス等有害鳥類については、木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊において、銃器による捕獲を行う。</p> <p>キョン、ニホンジカ及びニホンザルについては木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織及びわな猟免許新規取得促進事業を活用し免許を取得した従事者等において、箱わな（中型獣用・大型獣用）等による捕獲を行う。</p>
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	許可権限委譲については、捕獲獣種や捕獲頭数の許可等、市に一定の裁量が認められる一方で、市内民間業者等からの捕獲許可の受付業務等が発生し、行政事務の煩雑化につながることを懸念される。

	現状、捕獲事業については円滑に進行しており、許可権限委譲を行う予定はないが、県内市町村の動向を注視しながら、調査及び分析していく。
--	---

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キョン ニホンジカ ニホンザル	金網柵及び電気柵の設置を行う。	金網柵及び電気柵の設置を行う。	金網柵及び電気柵の設置を行う。
	金網柵 約 3,000m	金網柵 約 3,000m	金網柵 約 3,000m
	電気柵 約20,000m	電気柵 約20,000m	電気柵 約20,000m
	※国交付金、市単 独補助による設置 距離	※国交付金、市単 独補助による設置 距離	※国交付金、市単 独補助による設置 距離

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キョン ニホンジカ ニホンザル	防護柵の設置について、袖ヶ浦市有害鳥獣被害対策実施隊による農家への指導及び助言を行う。	防護柵の設置について、袖ヶ浦市有害鳥獣被害対策実施隊による農家への指導及び助言を行う。	防護柵の設置について、袖ヶ浦市有害鳥獣被害対策実施隊による農家への指導及び助言を行う。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ	生息環境管理（耕作放棄地の解消及び放任果樹の除去等）の対策を指導する。
9年度	アライグマ	
10年度	ハクビシン	

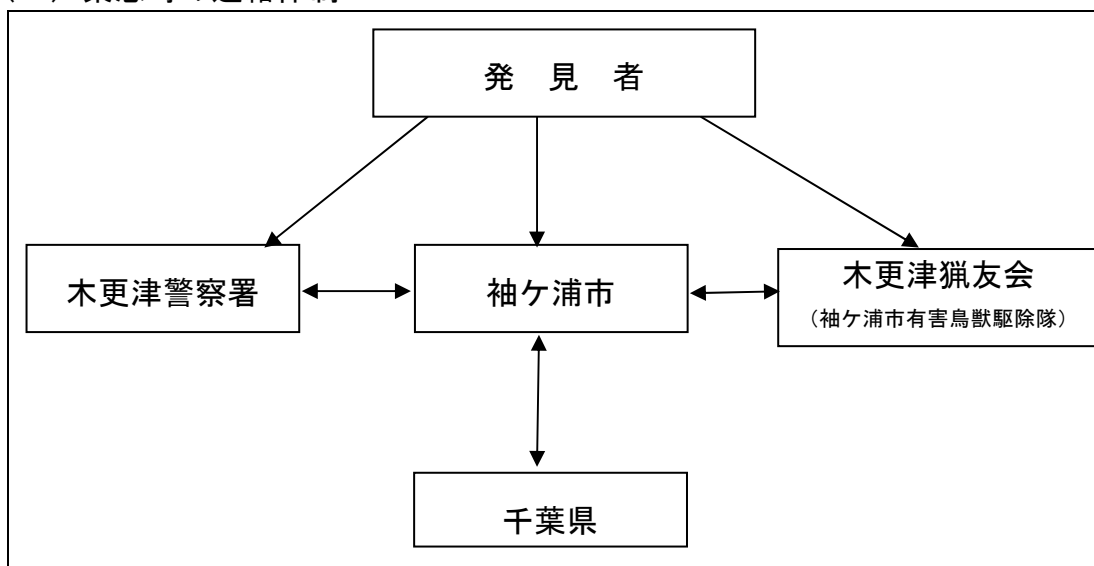
	タヌキ キョン ニホンジカ ニホンザル
--	------------------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
袖ヶ浦市	有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整
千葉県君津地域振興事務所	捕獲に係る許可、指導及び助言
木更津警察署	現場封鎖や交通規制等による住民の安全確保等
木更津猟友会（袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊）	有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の処理については、埋却、焼却及び食肉利用とする。  
アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画の捕獲個体の取り扱いに基づき実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

加工処理施設の設置及び運営について、現在市内で捕獲されている有害鳥獣の個体数では採算面で課題があり、捕獲、止めさし及び搬入を速やかに行う体制の整備も困難なことなどから、他市町村や市内事業者等の動向を伺いながら、調査及び研究する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	袖ヶ浦市有害鳥獣対策協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
袖ヶ浦市役所	被害防止計画の策定及び協議会事務局の運営
君津市農業協同組合	被害状況の情報提供及び対策
ぼうそう農業共済組合	被害状況の情報提供及び対策
木更津猟友会	有害鳥獣捕獲の担い手
鳥獣保護管理員	鳥獣による農林水産業に係る被害防止の指導
地元自治連絡協議会	被害状況の情報提供及び対策
君津農業事務所	被害防除事業等の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害対策の取組支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設 置 平成28年4月

構成員 市職員4名（令和7年度）

「袖ヶ浦市鳥獣被害対策実施隊」については、箱わな（小型及び大型獣用）の設置及び貸出、点検及び管理並びに農家への指導及び助言並びにアライグマ等小型獣の捕獲及び有害鳥獣による農作物被害現場の調査等、袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊と連携し、効果的な捕獲に向けた活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市、地元地区及び関係機関等と情報交換会を行いながら連携を図る。

--